

専門業務型裁量労働制について



<労働基準法の適用>

- 法人化に伴い、国立大学法人の教職員にも民間企業と同様に労働基準法が適用され、使用者が労働者の労働時間を適正に把握し、管理する義務を負うことになりました。

<裁量労働制の導入>

- しかし、大学教員や研究員等については、労働時間の管理を厳格に行えば、教育研究活動や研究活動を制限することになり、その活動の低下をきたすおそれがあります。そこで、本学においては、平成16年10月から業務の遂行手段及び時間配分の決定などを、大学教員や研究員の裁量に委ねることができる「専門業務型裁量労働制」（労働基準法第38条の3）を導入しました。

【専門業務型裁量労働制とは】

- ・ 業務の性質上、その遂行方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、業務の遂行の手段や方法及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省が示した業務の中から、対象となる業務等を労使協定で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使協定であらかじめ定めた時間を労働したとみなす制度です。

<裁量労働制の適用条件>

- 「専門業務型裁量労働制」の適用については、一定の条件を満たすことが必要ですが、本学の大学教員においては、裁量労働制の適用対象者の範囲を以下のとおりとしています。

(1) 教授、准教授及び講師

- ・ 裁量労働制の適用に当たっては、広島大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則及び広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則に定める1週間当たりの所定労働時間の半分を超えて研究することを目安としています。
- ・ 「1週間当たりの所定労働時間の半分を超えて」は、夏期休業期間等の休業期間を含めて、1年間を平均して判断します。

(2) 助教

- ・ 助教の適用に当たっては、教授の業務を行うときの時間が1週間当たりの所定労働時間の1割程度以下を目安としています。
- ・ 「1週間当たりの所定労働時間の1割程度以下」は、夏期休業期間等の休業期間を含めて、1年間を平均して判断します。

- また、裁量労働制の適用については、労働時間の多少にかかわらず、一律に労使協定で定める時間（1日7時間45分）を働いたとみなされるため、本学独自の対応として、これまで適用対象者の同意を得た上で適用することとしています。令和6年4月からは、労働基準法施行規則等の改正により、適用する場合には、労使協定期間ごと（3年ごと）に同意を取得することが義務付けられます。

＜裁量労働制が適用されない場合＞

- 「専門業務型裁量労働制」の適用対象とならない者及び同意を得られない者については、一般的な労働時間（兼業に従事する場合などは、従来どおりの個別に割り振られた時間）内に勤務することになります。

なお、時間外労働及び休日労働に関する法規制も受けることになります。

- その際、大学は、その事業目的及びそれに基づく教員の業務特性を考慮して労働時間を管理することになります。

「専門業務型裁量労働制」を導入するに当たって、別紙のQ&Aを作成していますので、この制度を理解していただく際の参考としてください。

